



平成27年度 学校マネジメントフォーラム

「学校問題解決サポート事業」 (平成24年度～)



平成27年10月30日

岡山市教育委員会事務局

指導課 教育支援室

①導入の目的は…



■導入前の状況

- ・保護者や地域の方から学校への要望や批判が表面化・深刻化していた。
- ・重大事態の場合など、専門家による支援が必要となっていた。
- ・学校の対応により、問題が長期化・複雑化しているケースがあり、対応力の向上が急務となっていた。

「大いなる必然性」



■導入により期待できる効果

- ①「学校問題」の早期解決による、落ち着いた学校環境づくり
- ②保護者、地域の方と学校との信頼関係の構築
- ③学校(教職員)の対応力の向上

②学校問題とは…



■本事業で取り扱う事案

学校で起きる子どもの指導にかかわる問題のうち、当事者間だけでは、解決が困難な事態が生じている事案

<事案例>

- ・学校の指導に対して、保護者や地域の方が不服を申し立て、教職員の処分や慰謝料の支払い等、過度な要求をされているような事案
- ・児童生徒間で発生した問題行動や事故について、保護者同士の折り合いがつかず、法的対応に発展するような事案
- ・保護者の精神的な課題等から、学校が対応を求められることで、教職員が過度に負担を感じているような事案

③ サポートチームとは…



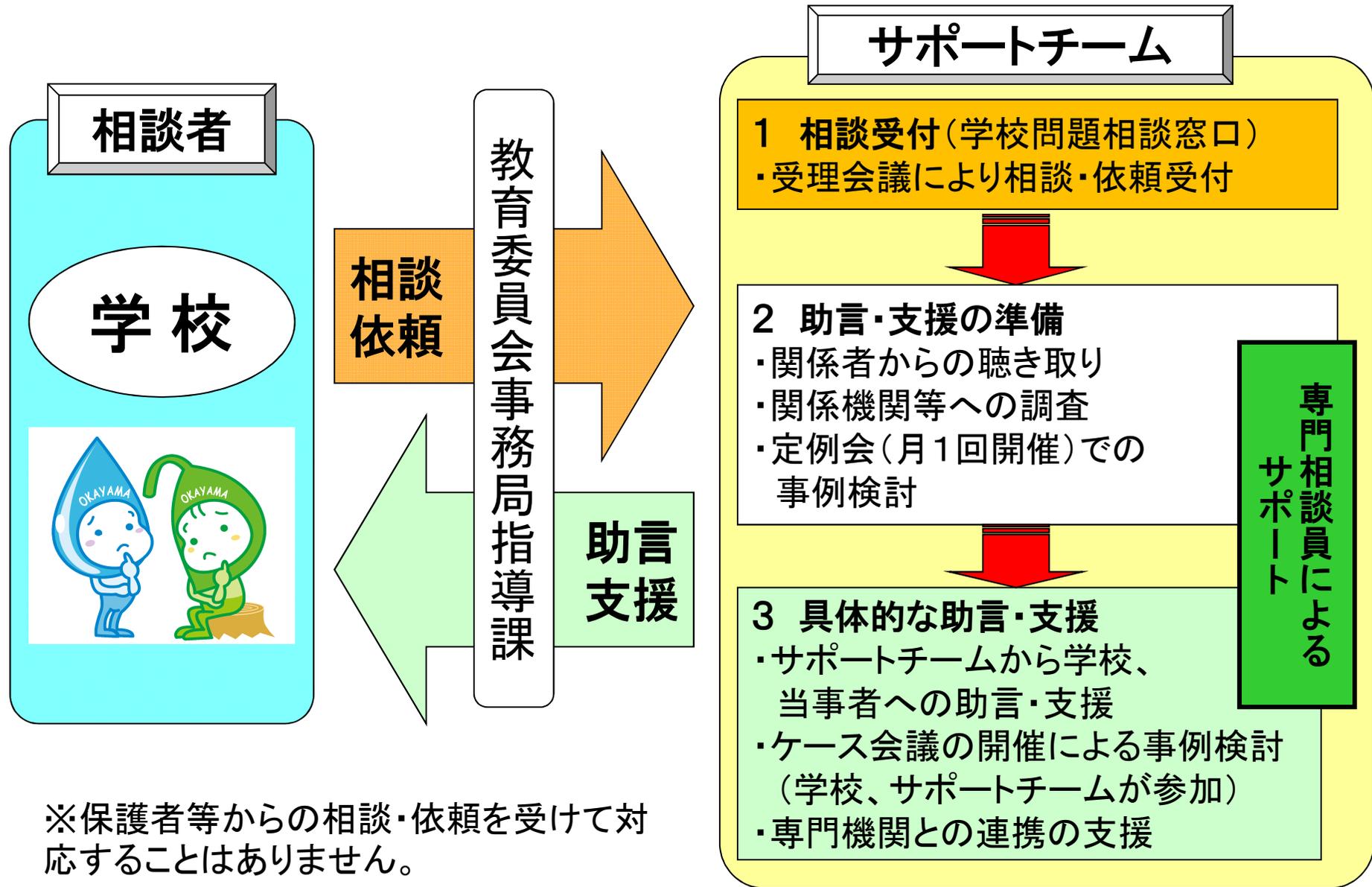
■ 「学校問題相談窓口」の設置

- ・窓口職員：担当指導主事（1名）
学校問題解決コーディネーター（警察OB：2名）
- ・設置場所：市役所本庁舎8階（教育委員会内）
- ・開設時間：9:00～17:00
- ・業務：学校からの相談を受け付け、必要な調査や支援を行う。

■ 「専門相談員」の委嘱（8名）

- 弁護士（2名）
 - 臨床心理士（3名）
 - ・精神科医師（1名）
 - ・PTA代表経験者（2名）
- ※弁護士会、臨床心理士会等からの推薦を受けて委嘱する。
- ・業務：学校問題相談窓口が受理した相談について、月1回開く定例会及び、随時開くケース会議において、専門的見地から学校への助言・支援を行う。

④相談・依頼～助言・支援の流れ



⑤サポートチーム以外の事業内容



■緊急支援(専門家の派遣)

- ・緊急対応が必要な事案が発生した際、臨床心理士、弁護士、医師等を学校に派遣し、子どもや保護者、教職員のケア、学校の対応への助言を行う。
- ・対象となる事案は、子どもの命にかかわる事案や、裁判・調停等の法的対応が必要な事案のうち、緊急支援が必要な事案。

■学校の対応力の向上を目的とした教職員研修

- ・教職員を対象に、クレーム対応等における法的解釈など、弁護士による専門的な研修会を行う。
- ・6福祉地区×2回＝年12回開催(H25年度～)。

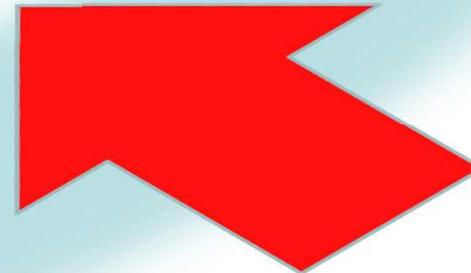
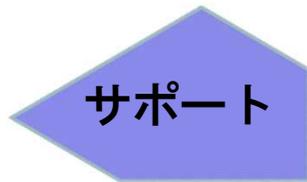
■事務局による学校への助言・支援

- ・警察OB等の窓口職員により、警察、児童相談所、家庭裁判所、福祉事務所等、子どもに関わる関係機関と学校との連携の在り方について助言・支援する。



■ 現状の課題

- ・学校の専門性や果たすべき義務が曖昧で、関係機関との相互連携の推進や過剰要求抑制の妨げになっている。
- ・交渉が成り立たず、合理的に折り合うことができない。
- ・中立な立場で、仲裁は調停や裁判などの法的手続きによる。



■ 取組

- ・学校に対して、専門家等のサポートを通じて、学校の果たす義務を明確にすることで、学校が自信と安心感を持って対応できるようにする。
- ・各校2回(12会場)で弁護士による研修を実施して、クレーム対応等の体系的理解を図り、対応力を向上させる。
- ・合理的に折り合うことができず、法的手続きがない場合は学校の主張を明確にして、対峙した状態での安定を図る。



**ご清聴、
ありがとうございました。**

岡山市教育委員会
キャラクター
「こらぼん」

**ぜひ、
岡山へもおこしく下さい。**



岡山市キャラクター
「ミコロ・ハコロ」